

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【公表番号】特表2008-524677(P2008-524677A)

【公表日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2007-546008(P2007-546008)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/00 5 3 3 J

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月6日(2008.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クライアントと、同期サーバと、データ・サーバとを有する3層同期システム内で空更新イベントを処理するための方法において、前記方法が、

前記クライアントのデータ・ストアを前記データ・サーバのデータ・ストアと同期させるための同期要求を検出するステップと、

前記同期要求が前記同期サーバに伝達される前に、事前確立指標に基づいて、データ更新が必要であるかどうかを判断するステップと、

前記判断ステップの結果に基づいて同期イベントを選択的に開始するステップと、を含む方法。

【請求項2】

データ更新が必要ではないことを前記判断ステップが示す場合に、前記同期要求を前記同期サーバに伝達せずに、いかなる更新も必要ではないという通知を前記クライアントに伝達する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

空更新イベントが前記同期要求の結果として発生することを前記指標が示す場合に、データ更新が必要ではないことを前記判断ステップが示す、請求項1または請求項2に記載の方法。

【請求項4】

データ更新が必要であることを前記判断ステップが示す場合に、前記同期要求を前記同期サーバに伝達し、前記クライアントと前記データ・サーバとの間の同期アクションを開始する、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記検出ステップの前に、データ更新が必要であるかどうかを判断するために前記データ・サーバにポーリングするステップと、

データ更新が必要であると前記ポーリング・ステップが判断した場合に、データ更新が必要であることを示すための指標値を確立し、前記指標値が前記検出ステップの前記事前確立指標の範囲内で確立されるステップと、

前記指標に関するデフォルト状態がいかなるデータ更新も必要ではないことを示し、データ更新が必要であると前記ポーリング・ステップが判断するまで前記ポーリング・ステ

ップを間欠的に繰り返すステップ
のうちの少なくとも1つをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

コンピュータ・システム内にロードされ、実行されるプログラムであって、請求項1ないし5のいずれか1項に記載の前記方法のすべてのステップを前記コンピュータ・システムに実行させるコンピュータ・プログラム。

【請求項7】

データ・ストアを備えたクライアントと、中間同期サーバと、前記同期サーバを使用して間欠的に前記データ・ストアとの同期がとられる他のデータ・ストアを備えたデータ・サーバとを有する3層同期システム内で動作するように構成されたバイパス装置において、前記バイパス装置が、

前記同期サーバを伴う同期イベントが開始される前に同期要求をインターフェプトするためのインターフェプタと、

前記データ・ストアと前記他のデータ・ストアとを同期させるべきかどうかを判断する推論エンジンであって、前記推論エンジンの判断に応答して前記同期イベントが選択的に開始される推論エンジンと、
を有するバイパス装置。

【請求項8】

同期をとるべきではないと前記推論エンジンが判断した場合に、前記バイパス装置が、インターフェプトされた同期要求の送信元に、いかなる更新も必要ではないという通知を伝達する、請求項7に記載のバイパス装置。

【請求項9】

同期をとるべきであると前記推論エンジンが判断した場合に、前記バイパス装置が、処理のために、インターフェプトされた同期要求を前記同期サーバに伝達する、請求項7または請求項8に記載のバイパス装置。

【請求項10】

更新について前記データ・サーバと前記同期サーバのうちの少なくとも1つを非同期的にポーリングし、前記データ・ストアを同期させるべきかどうかを判断するために前記推論エンジンが使用する前記ポーリングの結果を保管するように構成された更新検出エンジンと、

各バイパス・フラグが固有のクライアント/データ・サーバ関係に関連付けられている前記更新検出エンジンによって生成された複数のバイパス・フラグを保管するように構成されたバイパス・フラグ・データ・ストアであって、前記データ・ストアと前記他のデータ・ストアとを同期させるべきかどうかを判断する際に前記推論エンジンが前記バイパス・フラグを使用するバイパス・フラグ・データ・ストア
のうちの少なくとも1つをさらに有する、請求項7または請求項8に記載のバイパス装置。
。